



RIETI Discussion Paper Series 13-J-014

最低賃金と貧困対策

大竹 文雄

大阪大学社会経済研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

最低賃金と貧困対策

大竹文雄（大阪大学社会経済研究所）

要 旨

本稿では、最低賃金制度が貧困対策として有効か否かを、教科書的な労働市場のモデルと最近の実証分析をもとに議論した。競争的な労働市場を前提とすれば、最低賃金制度は雇用を減らすという悪影響を与えるか、全く影響を与えないかのどちらかであることがよく知られている。労働市場が買い手独占であれば、最低賃金の引き上げは、雇用も賃金も増やす可能性がある。海外での実証研究の多くは、最低賃金引き上げで雇用が減少するという報告が多いが、最低賃金が雇用に影響を与えないという研究結果も存在する。日本では、90年代終わり頃から、最低賃金が日本の労働市場に影響を与え始めたとされている。しかも、その効果は、雇用にマイナスの影響を与えているというものが多い。最低賃金の引き上げは、短期的には財政支出を伴わない政策であるため、貧困対策として政治的に好まれる。しかし、最低賃金水準で働いている労働者の多くは、500万円以上の世帯所得がある世帯における世帯主以外の労働者である。つまり、最低賃金は、貧困対策としては、あまり有効でない政策である。深刻化する子供の貧困に対応するためには、子供にターゲットを絞った、給付付き税額控除や保育・食料・住居などの現物給付の充実が効果的だと考えられる。

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

1 はじめに

2009年に厚生労働省が日本の相対的貧困率が15.7%という高い水準にあることを発表した。実は、日本の相対的貧困率が先進国の中では高い方であることは、OECDの研究でも明らかにされている。貧困解消手段には、景気回復による所得上昇、所得再分配政策による低所得者の所得上昇、低所得者に対する職業訓練による生産性上昇と並んで、最低賃金の引き上げ政策がしばしば挙げられる。2009年の衆議院選挙では民主党が最低賃金を1000円に引き上げていくことを公約に戦って、政権を取ったのはその典型である。最低賃金の引き上げは、少なくとも短期的には財政支出を増やさない政策であり、財源を確保する必要がないので、政治的にも好まれる政策である。

最低賃金引き上げは、本当に貧困解消策として有効なのだろうか。結論から述べると、最低賃金引き上げは貧困対策としてあまり有効な手段ではない。川口・森(2009)の実証分析によれば、日本において最低賃金引き上げで雇用が失われるという意味で被害を受けてきたのは、新規学卒者、子育てを終えて労働市場に再参入しようとしている既婚女性、低学歴層といった現時点で生産性が低い人たちだ。貧困対策として最低賃金を引き上げても、運良く職を維持できた人たちは所得があがるかもしれないが、仕事を失ってしまう人たちは、貧困になってしまう。こうした人たちの就業機会が失われると、仕事をしながら技術や勤労習慣を身に着けることもできなくなる。最低賃金引き上げで雇用が失われるという実証的な結果は、労働市場が競争的な状況における最低賃金引き上げに関する理論的な予測と対応している。ただし、最低賃金引き上げによって仕事を失うのが、留保賃金が高い労働者から低い労働者という順番であったとすれば、雇用が失われることによる社会的余剰の減少よりも、雇用を維持できた人たちの賃金が上昇する効果による余剰の増加の方が大きくなる可能性がある(Lee and Saez(2012))。

最低賃金の引き上げよりも貧困対策として、経済学者の多くが有効だと考えている政策は、給付付き税額控除や勤労所得税額控除である。給付付き税額控除は、低所得層に対する定額の給付が、勤労所得の上昇とともに勤労所得の増加額の一部が減額されていくというものである。現行の日本の生活保護制度は、勤労所得が増えたとほぼその額が給付額から減額される。その場合には、勤労意欲を保つことが難しいとされている。給付付き税額控除制度は、カナダで消費税逆進性対策として導入された他、米国、英国で、カナダ、オランダで児童税額控除として導入されている(森信(2008))。一方、勤労所得税額控除は、勤労所得が低い場合には、勤労所得に比例して給付額が得られ、勤労所得額が一定額以上になれば、その額が一定になり、さらに勤労所得額が増えれば、給付が徐々に減額されて消失していくという制度である。この制度は、給付付き税額控除よりも、勤労意欲の刺激

効果が強いとされている。勤労所得税学控除制度は、米国と英国で導入されている。Lee and Saez (2012) は、勤労所得税額控除と低めの最低賃金の組み合わせが望ましいことを最適所得税の枠組みで示している。

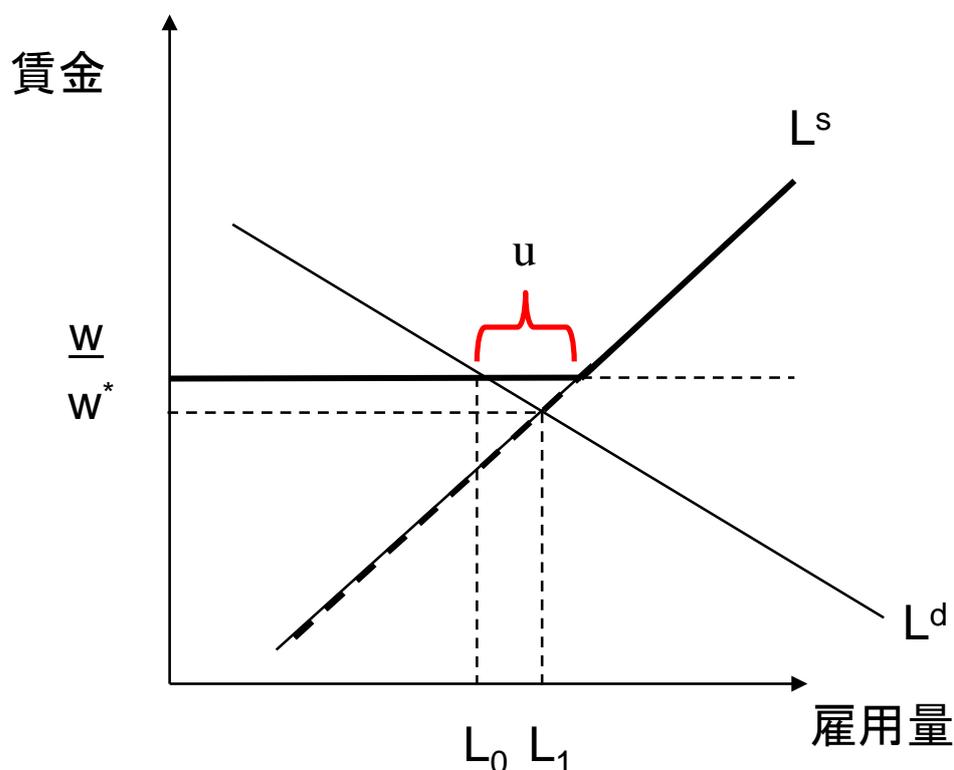
日本において、貧困対策は高齢者層に集中してきた。高齢層の貧困率の水準は高いものの、貧困率は公的年金の充実のおかげで大きく低下してきている。一方で、かつて貧困率が低かった 20 歳代、30 歳代の年齢層における貧困率が高まってきている。その結果、その子供の年齢層である 10 歳未満層の貧困率が上昇しており、中でも 5 歳未満の年齢層の貧困率が高まっている。このような子供の貧困率の高まりは、20 歳代、30 歳代の雇用状況の悪化や離婚率の高まりが影響している。保育や教育といった現物サービスを通じて、子供に対する貧困対策をすると同時に、若年層の雇用を促進する政策が必要とされている。その際に、勤労所得税額控除や給付付き税額控除をとりいれていくことが効果的だと考えられる。

本稿では、まず、最低賃金制度が貧困対策として有効なのか否かを、教科書的な労働市場の議論と最近の実証分析をもとに議論する。その次に、日本の貧困率の現状を紹介し、貧困対策の焦点のあて方について議論する。

2 競争的な労働市場における最低賃金制度の効果

労働市場が競争的な状況にあれば、最低賃金の引き上げは、労働市場に対して全く効果がないか、雇用量を引き下げて失業を生み出すかのどちらかの効果しか短期的にはもたないことが知られている。それを、図 1 で説明してみよう。縦軸には賃金、横軸には雇用量を取り、右上がりの労働供給曲線 L^S と右下がりの労働需要曲線 L^D が描かれている。最低賃金がなかったとすれば、賃金率と雇用量は二つの曲線の交点で決定されるので、賃金率は w^* 、雇用量は L_1 となり、失業は発生しない。もし、ここで最低賃金率が \underline{w} で設定されたとすれば、引き上げられた賃金に相当する水準まで、労働の限界価値生産性を引き上げないと利潤最大化の条件が満たされない。労働の限界価値生産性を引き上げるには、雇用量を減少させる必要がある。その結果、最低賃金 \underline{w} のもとでの雇用量は L_0 に低下し、労働供給は高まった賃金のもとで増えるので、 u 人の失業者が発生する。

図1 競争的な労働市場における最低賃金の影響



失業の憂き目にあつて勤労所得がゼロになってしまった $L_1 \cdot L_0$ の人たちは、最低賃金のおかげで運良く以前よりも高い賃金を獲得できた人たちと能力的にも全く同じ人たちである。競争的な労働市場において、最低賃金は、雇用され続けた人の賃金を高めることができるのは事実である。その意味で、多くの低所得層の人たちの賃金を引き上げることに貢献する。しかし、同時に、運悪く仕事を失う人やこれから就職しようとしている人たちは、仕事を見つけることができない。そのため、最低賃金が引き上げられる以前よりも、低所得になって貧困に陥ってしまう。最低賃金は、雇用を維持できた幸運な人の貧困対策にはなる一方で、雇用を失った不幸な人の貧困をより深刻にしてしまうのである。所得格差を縮小する政策として最低賃金を引き上げた場合、確かに雇用されている人たちの賃金格差は縮小する可能性が高い。しかし、雇用されない人たちを増やしてしまうという意味で、真の所得格差縮小政策として機能するとは言いえない。

競争的労働市場で、競争市場で成立していた賃金よりも最低賃金が高いと、最低賃金が存在するために雇用を失う人がいる一方で、運よく雇用維持された人たちの賃金が上昇するという二つの効果がある。もし、一部の人が雇用を失うことによる社会的損失よりも、雇用を維持できた人の賃金上昇効果が大きければ、最低賃金引き上げは社会的に望ましいと言えるかもしれない。もし、雇用を失う人が今まで雇用されていた人たちからランダム

になされるのであれば、社会的余剰は減少してしまう。しかし、最低賃金の存在によって仕事を失う順番が、留保賃金の高い人からであったならば、市場均衡より高めの最低賃金によって社会的余剰は増加する (Lee and Saez (2012))。留保賃金が高い人から仕事を失うことになるかどうかは、実証的な問題であるが、10代の若者や既婚女性の雇用が最低賃金によって影響を受けやすいという多くの実証結果は、留保賃金の高い人から雇用が失われるという仮定とは整合的かもしれない。

もっとも、競争的な労働市場において最低賃金制度があったとしても、最低賃金がなかった場合の賃金である w^* よりも低い水準に最低賃金が設定されていたとすれば、最低賃金制度は労働市場に全く影響を与えない。これが、競争的な労働市場において、最低賃金制度は悪影響を与えるか、全く影響を与えないか、どちらかの役割しかもたない、という意味である。

3 労働市場が買い手独占の状況の場合

最低賃金を上げても、賃金が上昇して雇用量が減らないという理想的な可能性はないのだろうか。実は理論的な可能性は存在する。最低賃金周辺の労働者にとって、企業が追加的に雇用する労働者の生産性よりも低い賃金しか当該労働者に支払われていなかった場合である。労働市場が競争的であれば、労働者の生産性よりも低い賃金しか払われない企業では、そのような労働者は他の企業を選べばいいので、そのようなことは発生しない。労働市場が競争的だということは、労働者は自分の生産性により近い賃金を支払ってくれる企業を見つけることができることを意味するからだ。しかし、労働市場が十分に競争的ではない場合には、そういうことが発生する。例えば、労働市場が需要独占、すなわち買い手市場の場合が典型的である。

労働市場が企業側の需要独占になっているケースというのは想像しにくいかもしれない。しかし、労働者が居住地の近くでしか就業できないような場合は、需要独占に近い状況にあると言える。例えば、高校生がアルバイトをしようとしたとき、働き口が近所の一件のファーストフード店しかないということはあるだろう。このとき、このファーストフード店の店長は、その高校生を雇うのに、生産性ちょうど賃金を支払う必要はない。他に働き場所がないのだから、高校生が働いてくれる最低限の賃金を提示すればいい。つまり、職場の数が十分ないと人々の賃金は、生産性より低くなってしまふ。また、需要独占に直面している企業は、労働市場が完全競争の場合よりも雇用量を減少させる。完全競争の時よりも、需要独占では、賃金が安い上に雇用量も少なくなるのだ。

なぜ、労働市場の需要独占では賃金も雇用も少なくなってしまうのだろうか。需要独占

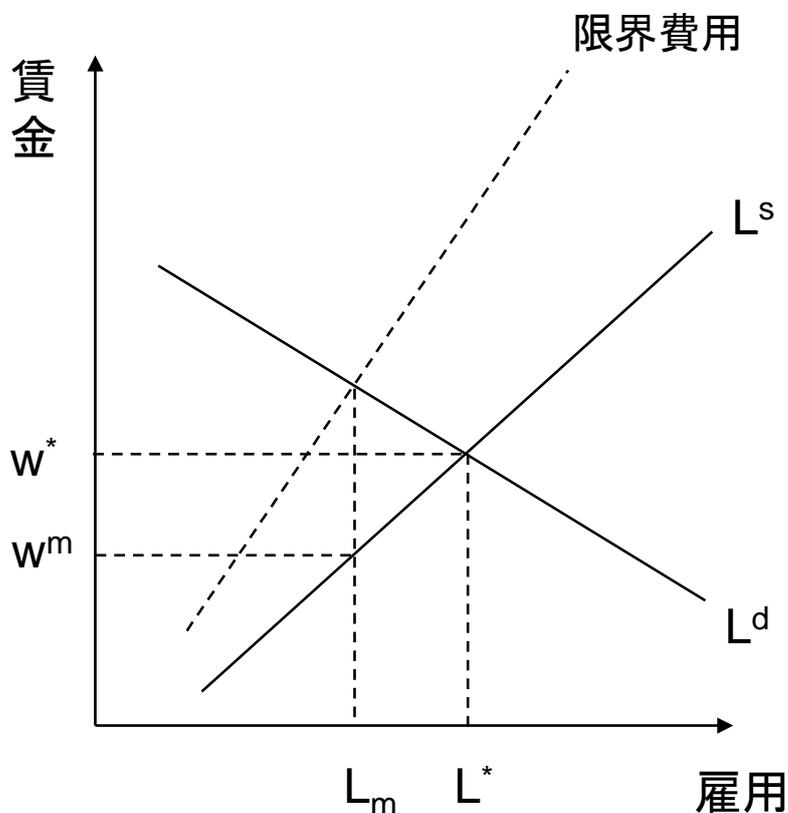
の企業は、自分だけが労働市場における買い手であるということを知っているため、自分が労働者の雇用を増やしたときに、労働者が要求する賃金水準がどのように変わっていくかを考慮に入れて、雇用を決めるからである。

図2に、買い手独占の場合の賃金と雇用量の決め方を図示した。買い手独占の企業は、雇用を増やすと労働者に支払わなければならない賃金は、労働供給曲線上を移動していくことを知っている。企業は利潤が最大になるように生産量と雇用を決定するが、その利潤最大化の条件は、追加的に労働者を一人雇ったときにかかる費用（限界労働費用）とその労働者が追加的に生み出す生産物の価値（限界価値生産性）が等しくなるように雇用を決定するということである。労働需要曲線は、横軸に示された労働者数を雇用した場合の限界価値生産性を縦軸にとったものである。限界労働費用は、その労働者数を雇った際に支払う賃金（労働供給曲線上の賃金）に、追加的に雇った場合にどれだけ賃金が上昇するかという労働供給曲線の傾きを加えたものになる。それが、図2で示された限界費用曲線の意味である。企業は、限界費用曲線と労働需要曲線の交点で、雇用する労働者数（ L_m ）を決定する。その雇用量（ L_m ）における労働供給曲線上の賃金 w^m が労働者に支払われるのである。競争的労働市場の場合の賃金（ w^* ）、雇用量（ L^* ）に比べて、買い手独占における賃金と雇用量が少なくなっていることがわかる。

労働市場が買い手独占の状況であれば、最低賃金の引き上げが賃金と雇用の両方を「増やす」ことも考えられる。最低賃金が、買い手独占において成立する賃金（ w^m ）と競争的労働市場の場合の賃金（ w^* ）の間の高さに設定された場合がそうだ。この区間においては、企業は最低賃金水準と労働供給曲線の交点で雇用を決定することが利潤を最大にすることになる。企業にとっては、雇用を増やして最低賃金水準で働きたいと思う労働者を追加的に雇って売り上げを増やすことで、最低賃金引き上げによる利益の目減りを少なくすることができるのである。

ただし、買い手独占の場合であっても、最低賃金が競争的労働市場の場合の賃金（ w^* ）よりも高く設定されてしまえば、競争的労働市場における最低賃金の効果と同様に、雇用量は減少していく。

図2 買い手独占における最低賃金の影響



4 最低賃金の労働市場への影響についての実証分析

最低賃金制度は、買い手独占の労働市場においては、賃金も雇用も同時に増加させるという可能性が理論的には存在する。しかし、それでも経済学研究者の多くは最低賃金が雇用にマイナスの影響を与えると考えてきた。低賃金労働の多くは、離転職が多く、競争的な労働市場が成り立つと考えられてきたからだ。実際、Brown(1988)およびBrown 他 (1982)の最低賃金に関する展望論文では、それまでの実証研究は最低賃金の10%の引き上げが十歳代の雇用に1~3%引き下げる影響をもつことで結果が一致していることを示した。これが長い間経済学者の間の共通理解であった。

この常識を打ち破る研究が、90年代に現れた。中心となったのは、米カリフォルニア大学バークレー校のCard教授とプリンストン大学のKrueger教授である。Card(1992)は、90年の連邦最低賃金の引き上げ前後の州別データを用い、もともと賃金が低く最低賃金引き上げの影響を強く受けた州の10代の雇用率は、引き上げの影響が小さかった州に比べて賃金が上昇したにも関わらず、雇用率が低下していないことを明らかにした。

最も影響力があった研究は、アメリカン・エコノミック・レビュー誌に94年に発表されたCard and Krueger (1994)である。彼らは、92年にニュージャージー州で最低賃金が引き上げられた際のファーストフード店の雇用の変化を電話インタビューで調査した。隣接するペンシルバニア州では、最低賃金の引き上げが行われなかったため、両州のファーストフード店の雇用の変化を比較することで、最低賃金の影響を分析した。

それによると、米国のファーストフード店の多くは、最低賃金近辺で労働者を雇っており、彼らのデータでもニュージャージー州のファーストフード店の賃金は、最低賃金引き上げ後上昇した。しかし、ニュージャージー州のファーストフード店の雇用者数は、ペンシルバニア州の隣接地域に比べて「増加」したのである。つまり、需要独占的な労働市場を前提にしないと説明できない状況が発生したことが実証的に示されたのである。このケーススタディは、非常にうまく設計された研究であったので、研究者に大きな影響を与えた。

CardとKruegerの一連の研究を契機に、最低賃金の雇用への影響に関する多くの実証研究が生まれ、論争が繰り広げられることになった。現段階で論争が完全に決着したとはいえないが、90年以降の102の実証研究を展望し、逆に雇用にマイナスの影響を与えるという研究結果が増えているという研究が2006年秋に発表された。すなわち、Neumark and Wascher (2006, 2008)によると、90年以降の実証研究のうち約3分の2がCard and Krueger (1994)と異なった結果で、最低賃金の引き上げが雇用を減らしているというものであった。未熟練労働に焦点をあてた研究の多くでは特にその傾向が強いという。

最低賃金の雇用への効果を調べる上で、注意すべきこととして、賃金引き上げの効果は短期でなく長期に出てくることが多いこと、特定の産業の効果だけでなく低賃金労働者全体の雇用に注目すべきこと、最低賃金の引き上げは低賃金労働者の中での雇用の代替を発生させる可能性があることなどをNeumark and Wascher (2006, 2008)は指摘している。

最低賃金が引き上げられた場合の雇用主の対応は、すぐ労働者を解雇するというより、時間をかけて機械化を進めたりより質の高い労働者に代替したりするのが普通なので、最低賃金引き上げからある程度時間を経た効果を調べる必要がある。

また、あまりに狭い産業だけを分析対象にすると、間違った結論が得られる可能性がある。例えば、最低賃金の引き上げが、最も競争力の弱い産業の雇用を喪失させ、それと代替的な低賃金産業の雇用を増やすかもしれない。その時、代替的な産業の雇用だけを観察すると雇用が増えているかもしれないが、未熟練労働全体の雇用は低下している可能性もある。

ただし、最近になって最低賃金が雇用量に与える影響はほとんどないとする研究が学術雑誌に掲載されている。例えば、Card and Krueger (1994, 1997)を全米の全てのケースに

拡張した分析を行った Dube 他 (2010)は、最低賃金の増加は雇用率に何も影響を与えないことを示した。また、Guiliano (2013)は、700 以上の店舗を全米に持つ小売企業の詳細な人事データを活用し、最低賃金の上昇によって労働者全体の雇用量は変化しない一方、高所得地域から働きにくる 10 代の労働者の雇用量はむしろ増加することを示した。さらに、Draca et al. (2011)は、イギリスの連邦最低賃金制度の導入と変更を利用して最低賃金が企業の利潤率へ与える影響を分析し、最低賃金の上昇は企業の利潤率を低下させることを示した。

標準的な経済学の予測にしたがえば、企業は利潤率の低下を相殺するために雇用量を削減することで対応するはずである。Draca 他 (2011)は、最低賃金が賃金率に与える影響と利潤率に与える影響を比較することで間接的にこの可能性を検証し、企業は利潤率への影響を打ち消すために十分な雇用量の調整を行っていないことを明らかにした。

5 日本における実証研究

日本では 80 年代には最低賃金の地域差は縮小したが、1990 年代以降は固定的であった。90 年代には、最低賃金の平均賃金に対する比率（カイツ指標）は大都市では上昇したが、地方ではわずかに上昇あるいは低下する傾向があった。そうした変化のためカイツ指標は都市と地方で平準化する傾向があった。しかし、カイツ指標の水準としては、地方のほうが都市部に比べて高いまま推移した。そのため、最低賃金が労働市場に影響を与えだしている。

Abe (2011)は、日本では 2000 年以前では、最低賃金はほとんど日本の賃金に影響を与えてこなかったと指摘している。川口・森(2009)および Kwaguchi and Mori (2009)は、都道府県別に、『賃金構造基本統計調査』の賃金分布を示して、最低賃金の影響を調べている。1994 年の段階では、男性ではほとんど最低賃金は、日本の賃金分布に影響を与えていなかったことが示されている。女性では一部の地方で少し影響を与えているが、ほとんど都道府県では影響を与えていない。しかし、2003 年時点では、男性では地方の都道府県で、最低賃金によって賃金分布が切断されるようになった。女性では最低賃金が地方で、賃金分布に大きな歪みをもたらしていることが示されている。川口・森(2013)の分析によれば、2010 年には、東京都においても、男女ともに、最低賃金によって賃金分布が切断されるようになってきている。

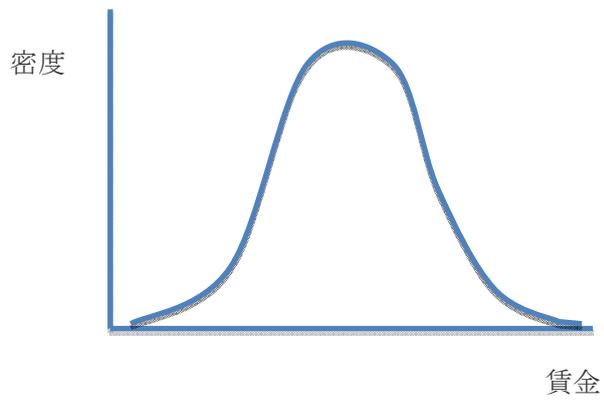
賃金分布がどのように変化するかをみるだけでも、最低賃金が雇用にどのような影響を与えたかを推測することができる。図 3 に、仮想的な賃金分布を示した。最低賃金が導入されていない場合か最低賃金が賃金分布の下限よりも低い水準に設定されている場合の賃金分布の形状が図 3-A で示されていたとする。もし、労働市場が完全競争なら最低賃金が

導入されると、賃金分布は最低賃金のところで切断される形になる。図 3-A と比べると最低賃金以下の部分の雇用が失われていることになる。買い手独占であれば、もともと最低賃金以下で働いていた人たちは、最低賃金が設定されると最低賃金水準で雇用されることになる。つまり、賃金分布は図 3-C のように最低賃金のところでスパイクが発生するはずである。図 3-C のような賃金分布は、買い手独占の場合だけで発生するわけではない。最低賃金以下の生産性の雇用から、労働需要が最低賃金近辺の生産性の雇用に需要が代替した場合にも発生する。

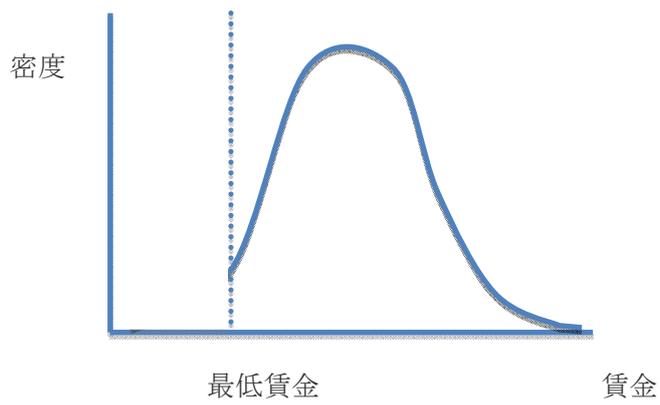
川口・森の研究で最低賃金が日本の賃金に影響を与えだす前の 1994 年と近年の賃金分布を比較すると、東京都など多くの都道府県で図 3-A から図 3-B に変化してきたことが分かる（図 4 にその一部を示した）。ただし、いくつかの都道府県では 2003 年の青森県の男性の賃金分布は、図 3-C のタイプのものになっている。一部の地方を除くと、デフレのもとで最低賃金の引き上げが続いたため、最低賃金が日本の賃金分布に影響を与えるようになったことがよくわかる。雇用されているものの賃金格差は縮小してきたが、最低賃金以下の雇用が失われたと解釈することが自然である。

図3 賃金分布に対する最低賃金の影響

A 最低賃金がない場合



B 労働市場が完全競争の場合



C 労働市場が買い手独占の場合

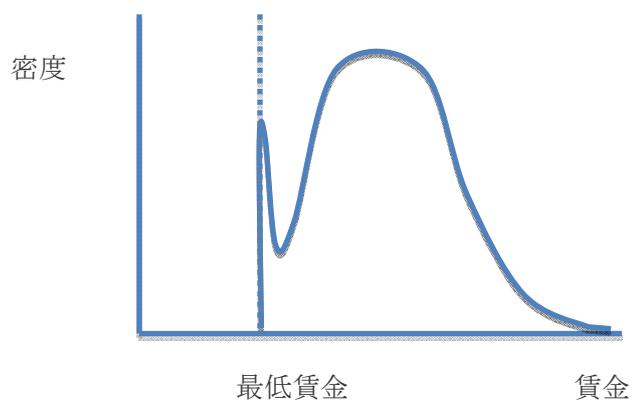
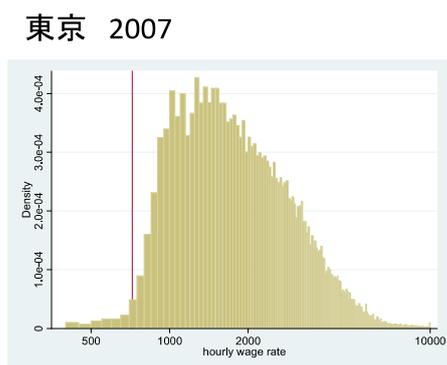
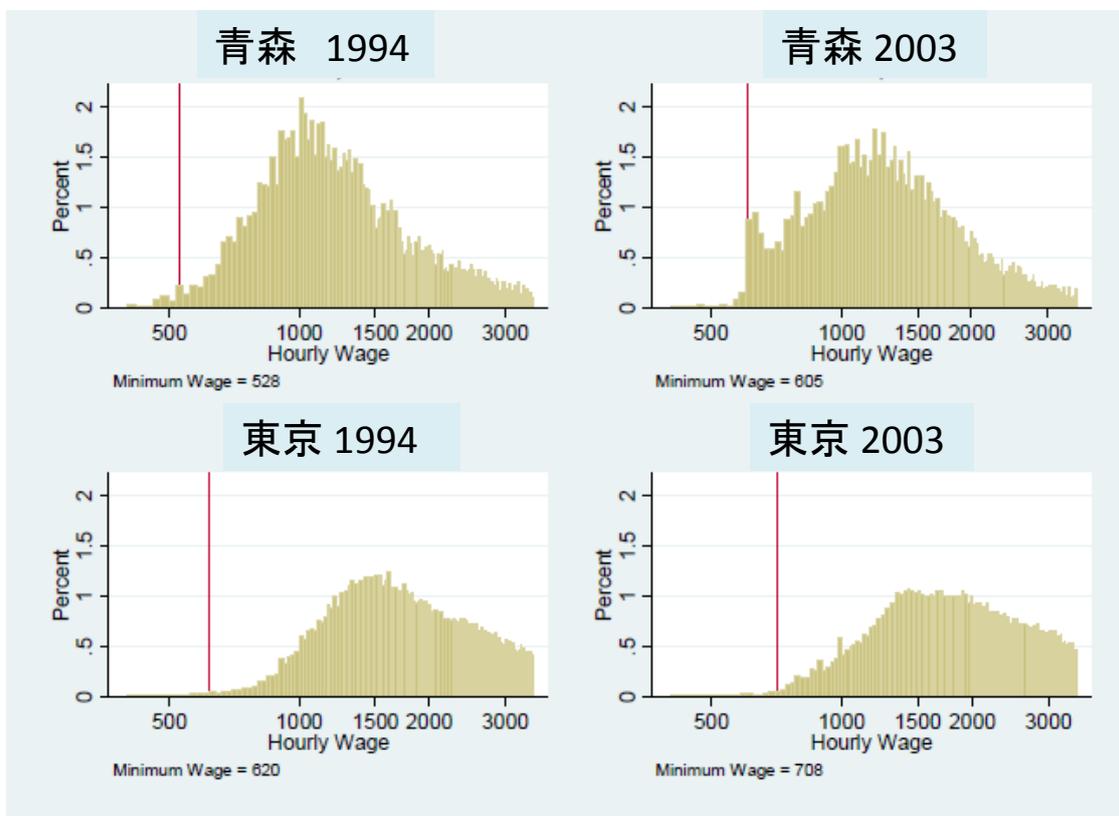
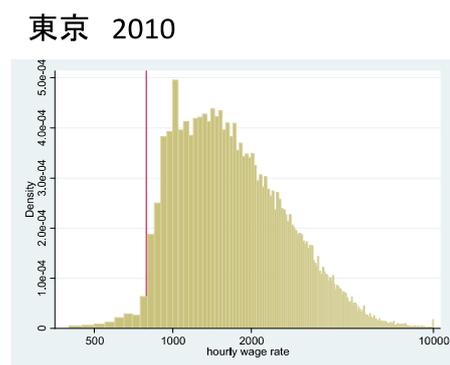


図4 最低賃金と賃金分布



最賃は719円



最賃は791円

出所 Kawaguchi and Mori (2009), 川口・森(2013)

賃金分布の変化からみても日本の最低賃金が低賃金層の雇用を減少させてきた可能性が示された。他にも、日本の最低賃金と雇用の関係を分析した研究がある。

例えば、有賀(2007)は、都道府県別の高卒新卒者の求人数が最低賃金の上昇で減少したことを発見した。また、Kawaguchi and Yamada (2007)は、最低賃金引き上げの影響を受けた人が仕事を失う可能性が高いことを実証的に示した。勇上(2005)は、90年代後半以降、若年失業率と最低賃金の間には正の相関を見出している。川口・森(2013)は、2007年から2010年の『労働力調査』と『賃金構造基本統計調査』を用いて、最低賃金の引き上げが、労働者の賃金に影響を与えたのかどうか、与えたとすれば、就業率にどのような影響を与えたのかを分析した。その結果、最低賃金の引き上げは10代男女の下位30%までの賃金を引き上げる効果をもち、10%の最低賃金の引き上げは下位30%までの賃金を2.8%から3.9%引き上げたことを明らかにし、最低賃金の10%の引き上げは10代男女の就業率を5.3% - 9.4%ポイント低下させるという推定結果を得ている。

日本における多くの研究では、競争的な労働市場を想定した理論的な予測と整合的な結果が得られている。青森県の賃金分布の形状からは、競争的な労働市場ではなく、買い手独占であった可能性もある。ところが、日本の労働市場を買い手独占で解釈しようとするならば、問題点もある。それは、買い手独占の想定では、失業は存在しないということである。買い手独占で雇用が競争市場よりも少なくなる理由は、賃金が低すぎるためであって、「働きたいのに働く場所がないという非自発的失業」ではないのである。この想定が、失業問題が深刻になっていた地域で当てはまるのかどうか、が問題になる。

6 貧困対策

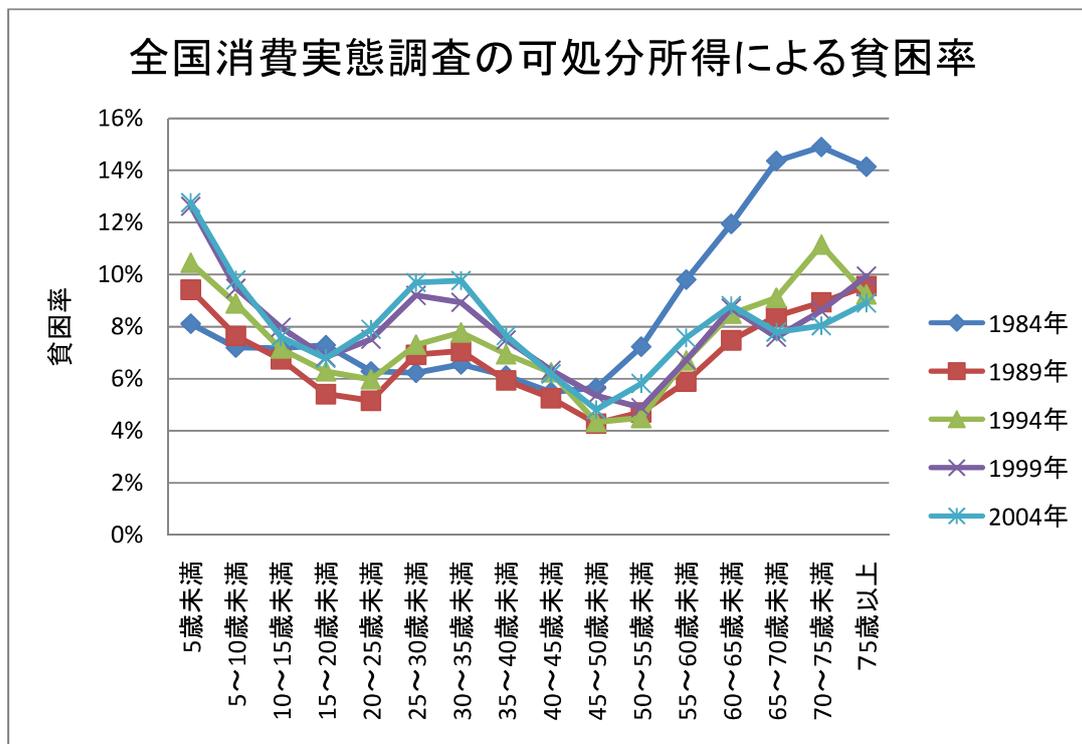
日本の相対的貧困率が国際的にも高い水準にあることはよく知られるようになった。しかし、貧困率が高いグループは、90年代以降変化していることはあまり知られていない。大竹・小原(2011)は、『全国消費実態調査』を用いて年齢階級別の相対的貧困率の推移を分析した。年齢階級別貧困率を計測するためには、つぎの前提を用いている。第一に、同じ世帯のメンバーは全員同じ所得を受け取っていると仮定する。第二に、各世帯員が受け取っている所得は、世帯全体の所得を世帯人員数の平方根で除した「等価所得」という概念を用いる。また、貧困率は、中位所得の半額以下の所得の人口比を示す相対的貧困率を用いる。こうして計測された年齢階級別貧困率の推移が図5に示されている。

図5によれば、1980年代においては、高齢層での貧困率の高さが目立つ。当時においては、貧困問題は高齢層で一番深刻な問題であった。しかし、90年代以降は、公的年金制度の充実によって高齢層の貧困率は低下した。その一方で、特に90年代後半以降、20歳代、30歳代の貧困率が高まりと同時に、その子供の年齢層である10歳未満、中でも5歳未満の

子供貧困率が上昇してきた。近年では、5歳未満の子供が、相対的貧困率が最も高い年齢グループになっている。このような若年層および子供の貧困率の上昇に対して、最低賃金の引き上げはあまり効果をもたないことが知られている。例えば、川口・森(2009)は、最低賃金近辺で働いている人たちの特性を分析して、つぎのことを明らかにしている。世帯主と比較すると最低賃金で働いている人は、そうでない人に比べて年収が低いことは事実である。しかし、最低賃金レベルで働いているのは、世帯主となっている人たちは少数派である。実は、最低賃金で働いている労働者の約70%は、世帯主ではない。また、最低賃金水準で働いている人のうち、年収300万円以下の低所得世帯の世帯主となっているのはそのグループの15%程度しかいない。多数派の最低賃金労働者（最低賃金労働者の約50%）は、世帯年収500万円以上の世帯主以外の労働者であり、その多くは、パートで働く中年の女性なのである。最低賃金を引き上げて、雇用が失われずに、賃金引き上げ効果があったとしても、その効果は貧困世帯だけにあるのではなく、世帯年収が500万円以上の世帯の所得も引き上げることになる。

労働市場に歪みをもたらす可能性が高い最低賃金の引き上げが、貧困世帯の所得を引き上げる効果をあまりもたないで、それ以外の世帯の所得引き上げに効果をもつのであれば、貧困対策として最低賃金引き上げは、効果的な政策とはいえない。現在の貧困の最大の被害者が、5歳未満の子供であれば、そのグループを直接支援するような政策が貧困対策としてより有効である。

図5 年齢階級別貧困率の推移



出所 大竹・小原(2011)

7. おわりに

本稿では、最低賃金制度が貧困対策として有効か否かを、教科書的な労働市場のモデルと最近の実証分析をもとに議論した。競争的な労働市場を前提とすれば、最低賃金制度は雇用を減らすという悪影響を与えるか、全く影響を与えないかのどちらかであることがよく知られている。労働市場が買い手独占であれば、最低賃金の引き上げは、雇用も賃金も増やす可能性がある。海外での実証研究の多くは、最低賃金引き上げで雇用が減少するという報告が多いが、最低賃金が雇用に影響を与えないという研究結果も存在する。日本では、90年代終わり頃から、最低賃金が日本の労働市場に影響を与え始めたとされている。しかも、その効果は、雇用にマイナスの影響を与えているというものが多い。ただし、日本における最低賃金の研究は、データの制約のために、まだあまり精度が高くないのは事実である。今後の研究が必要とされる分野である。

最低賃金の引き上げは、短期的には財政支出を伴わない政策であるため、貧困対策として政治的に好まれる。しかし、最低賃金水準で働いている労働者の多くは、500万円以上の

世帯所得がある世帯における世帯主以外の労働者である。つまり、最低賃金は、貧困対策としては、あまり有効でない政策である。深刻化する子供の貧困に対応するためには、子供にターゲットを絞った、給付付き税額控除や保育・食料・住居などの現物給付の充実が効果的だと考えられる。

参考文献

有賀健[2007]「新規高卒者の労働市場」、林文夫編『経済停滞の原因と制度』、勁草書房、pp.228-263.

大竹文雄・小原美紀[2011]「貧困率と所得・金融資産格差」岩井克人・瀬古美喜・翁百合編『金融危機とマクロ経済』、東京大学出版会、pp. 137-153。

川口大司・森悠子[2009]「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」『日本労働研究雑誌』、No. 593、pp. 41-54.

川口大司・森悠子[2013]「最低賃金と雇用：2007年最低賃金法改正の影響」

森信茂樹編 [2008]『給付付き税額控除』中央経済社。

勇上和史[2005]「都道府県データを用いた地域労働市場の分析—失業・無業の地域間格差に関する考察」『日本労働研究雑誌』 No. 539、pp. 4-16.

Abe, Yukiko [2011] “Minimum Wages and Employment in Japan,” *Japan Labor Review*, Vol. 8, no. 2, pp.42-54.

Allegretto, A. Sylvia, Arindrajit Dube and Michael Reich [2011] “Do Minimum Wages Really Reduce Teen Employment? Accounting for Heterogeneity and Selectivity in State Panel Data,” *Industrial Relations*, Vol. 50, no. 2, pp. 205-240.

Brown, Charles [1988] "Minimum Wage Laws: Are They Overrated?," *The Journal of Economic Perspectives*, vol. 2, no. 3, pp. 133-145.

Brown, Charles, Gilroy Curtis and Andrew Kohen [1982] "The Effect of the Minimum Wage on Employment and Unemployment," *Journal of Economic Literature*, vol. 20, no. 2, pp. 487-528.

Card, David [1992] “Using Regional Variation in Wages to Measure the Effects of the Federal Minimum Wage,” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 46, no. 1, pp.22-37.

Card, David and Alan B. Krueger [1994] “Minimum Wage and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania,” *American Economic Review*, Vol. 84, no.4, pp.772-793.

- Card, David and Alan B. Krueger [1997] *Myth and Measurement: The New Economics of the Minimum Wage*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Draca, Mirko, Stephen Machin and John Van Reenen [2011] "Minimum Wages and Firm Profitability," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 3, iss. 1, pp. 129-151.
- Dube, Arindrajit, T. William Lester and Michael Reich [2011] "Do Frictions Matter in the Labor Market? Accessions, Separations and Minimum Wage Effects" *IZA Discussion Paper* No. 5811.
- Dube, Arindrajit, T. William Lester and Michael Reich [2010] "Minimum Wage Effects Across State Borders: Estimates Using Contiguous Counties" *Review of Economics and Statistics*, Vol.92, no. 4, pp.945-964.
- Guiliano, Laura [2013] "Minimum Wage Effects on Employment, Substitution, and the Teenage Labor Supply: Evidence from Personnel Data," *Journal of Labor Economics*, Vol. 31, no. 1, pp.155-194.
- Kawaguchi, Daiji and Ken Yamada [2007] "The Impact of the Minimum Wage on Female Employment in Japan," *Contemporary Economic Policy*, Vol. 25, no. 1, pp. 107-118.
- Kawaguchi, Daiji and Yuko Mori [2009] "Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?" *Pacific Economic Review*, 14[4]: 532-554
- Lee, David and Emmanuel Saez,[2012] "Optimal minimum wage policy in competitive labor markets," *Journal of Public Economics*, 96[9-10] : 739-749.
- Neumark, David and William Wascher [2006] "Minimum Wages and Employment: A Review of Evidence from The New Minimum Wage Research," *NBER Working Paper*, No. 12663.
- Neumark, David, and William L. Wascher [2008] *Minimum wages*. Cambridge, Mass.: MIT Press.